

大網白里市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

平成23年告示第112号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの普及促進を図るため、住宅用省エネルギー設備等（以下「省エネルギー設備」という。）を設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにつき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例（昭和30年条例第4号。以下「条例」という。）及び補助金等に関する規則（昭和51年規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象となる設備)

第2条 補助金の交付の対象となる省エネルギー設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第1に掲げる設備の種類に応じ、同表に掲げる要件を満たすものであって、未使用の省エネルギー設備とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 前条に規定する要件を満たした省エネルギー設備を設置した住宅（本市の区域内の住宅であって、居住部分の面積が2分の1以上である併用住宅を含み、集合住宅及び賃貸住宅を除く。以下同じ。）に自ら居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 申請者の属する世帯に市税を滞納する者がいないこと。
- (3) 補助対象設備の設置に係る費用又は補助対象設備が設置された住宅の購入に係る費用を負担し、かつ、補助対象設備を所有している者であること。
- (4) 省エネルギー設備の設置工事に着手する日（定置用リチウムイオン蓄電システム又は家庭用燃料電池システム（エネファーム）が設置された住宅を購入する場合は、住宅の引渡しを受ける日）が補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以降であること。
- (5) 太陽光発電システムを設置する場合は、当該太陽光発電システムにより発電した電力を供給するための特定契約を電気事業者との間で締結し、当該特定契約で定めた電力の供給を開始する日が補助金の交付を受けようと

する年度の4月1日以降であること。

(6) 申請者が住宅の所有者でない場合又は当該住宅に共有者がいる場合は、当該住宅の所有者又は共有者から省エネルギー設備の設置について承諾を得ていること。

(7) 大網白里市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費を要する費用について国その他の団体からの補助金の交付があるときは、当該補助金の額を控除するものとする。

3 補助金は、別表第1に掲げる省エネルギー設備の区分に応じ、一の住宅につき1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては、1戸に1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が省エネルギー設備を設置する場合は、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月4日までに、大網白里市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は売買契約書の写し

(2) 補助対象設備の設置に係る費用の支払いを証する書類及び内訳書の写し

(3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し

(4) 補助対象設備の設置図面（補助対象設備が太陽光発電システムの場合にあつてはモジュール枚数が確認できる図面、窓の断熱改修の場合にあつては平面図及び立面図）

(5) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（補助対象設備が太陽光発電システムの場合にあつては住宅全体、太陽電池アレイ及びパワーコンディ

ショナーの写真、窓の断熱改修の場合にあつては工事着工前と工事着工後の写真)

- (6) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（補助対象設備が太陽光発電システムの場合にあつては最大出力合計値が確認できる書類の写し）
- (7) 世帯全員の住民票の写し
- (8) 世帯全員の市税に係る滞納のない証明書
- (9) 住宅の位置図
- (10) 申請者が補助対象設備を設置した住宅の所有者でない場合又は当該住宅に共有者がいる場合は、当該住宅の所有者又は共有者から省エネルギー設備の設置について承諾を受けていることが確認できる書類
- (11) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、次に掲げる書類
 - ア 電気事業者との特定契約の締結を確認できる書類
 - イ 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了していることが確認できる書類
 - ウ 別表第1に規定するエネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムを設置したことが確認できる書類
- (12) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、住宅用太陽光発電システムが設置されていることが確認できる書類
- (13) 補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、窓の改修工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了していることが確認できる書類
- (14) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、大網白里市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告等の特例）

第7条 第5条の規定による補助金の交付の申請をもって、条例第14条に規定する実績報告があつたものとみなす。

2 前条の規定による補助金の交付の決定通知をもって、条例第15条に規定する補助金の額の確定通知をしたものとみなす。

(交付の請求)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日以内又はその通知を受けた日が属する年度の3月18日のいずれか早い日までに、大網白里市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、大網白里市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(処分の制限)

第11条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が定める年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、大網白里市住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書（別記第5号様式）により市長の承認を得た場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査

し、大網白里市住宅用省エネルギー等設置費補助金処分承認（不承認）通知書（別記第6号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（協力の義務）

第12条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、市長から発電量その他の発電システムの設置の効果に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年7月19日告示第79号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日告示第141号）

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日告示第29号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月16日告示第45号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日告示第39号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日告示第62号）

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年4月20日告示第62号）

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年4月30日告示第67号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年4月20日告示第67号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第2条及び第4条第3項）

設備の種類	設備の要件
太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none">1 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であること。2 設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。3 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。4 太陽電池の出力状況等により、起動、停止等に関して全自動運転を行うものであること。5 太陽電池の1時間当たりの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合にあっては、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること（既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合にあっては、既存設備分を含めた増設後の設備が当該要件を満たすこと。）。6 太陽電池モジュールが、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 日本産業規格に適合していること。(2) 国際電気標準会議の規格に適合していること。(3) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証

	<p>を受けていること。</p> <p>(4) 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされていること。</p> <p>7 次に掲げる要件を全て満たす住宅に設置されるものであること。</p> <p>(1) 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに当該システムを設置しようとする住宅の建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 第5条の規定による交付の申請の日において、次に掲げる設備のいずれかを設置していること。</p> <p>ア エネルギー管理システム (HEMS) (住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置 (コントローラ等) が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「E C H O N E T L i t e」規格の認証を取得しているものをいう。)</p> <p>イ 定置用リチウムイオン蓄電システム (補助対象設備の要件を満たすものに限る。)</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>1 リチウムイオン蓄電池部 (リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)、インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電</p>

	<p>気を活用することができるものであること。</p> <p>2 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>3 住宅用太陽光発電設備が設置されていること。</p>
<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）</p>	<p>1 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであること。</p> <p>2 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
<p>窓の断熱改修</p>	<p>1 既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するに当たり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>2 次に掲げる要件を満たす居室を、1居室単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。この場合において、当該居室とキッチン、階段その他の空間との間に仕切りがない場合には、当該空間を含めて1居室とみなすものとする。</p> <p>(1) 居住、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する空間であること。</p>

	<p>(2) 壁、ドア、障子、襖その他の仕切り（カーテン、ロールスクリーンその他の空気が通り抜ける簡易的なものを除く。）で仕切られている空間であること。</p> <p>3 窓の断熱改修工事に着工する前日までに当該改修をしようとする住宅の建築工事が完了していること。</p>
--	--

別表第2（第4条）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）及び付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等をいう。）の購入費並びに据付工事、配線工事等の工事費	単価2万円/kw （上限9万円）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等をいう。）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等をいう。）の購入費並びに据付工事、配線工事等の工事費	上限10万円
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等をいう。）及び付属品（給湯器、リモコン等をいう。）の購入費並びに据付工事、配線工事、配管工事等の工事費	上限5万円
窓の断熱改修	設備本体（ガラス又は窓をいう。）の工事（高断熱窓の設置と不可分の工事を含む。）の工事費（ガラス又は窓の取付け費、内窓取付け時に必要な額	補助対象経費× 1/4 （上限8万円）

	縁、ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等をいう。)。ただし、網戸、雨戸等の窓付属部材費を除く。	
--	---	--

備考

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 太陽光発電システムにあつては、太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワット当たりの単価を乗じて得た額とする。